

議案第60号

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例について

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和2年11月30日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

提案理由

青森県人事委員会勧告に準じて行う一般職の期末手当支給割合の改正に伴い、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改めるため提案するものである。

おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を改正する
条例

第1条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例（平成18年おいらせ町条例第41号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の125」を「100分の120」に、「100分の162.5」を「100分の157.5」に改める。

第2条 おいらせ町特別職の職員の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の157.5」を「100分の160」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。